

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年9月10日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から焼却炉に併設されている熔融炉の運用を休止したときに、県が平成25年度に同組合に対して与えていた熔融炉の財産処分に対する技術的援助の内容が分かる公文書」（以下、「本件公文書」という。）を含む12件の開示請求が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求のあった12件のうち、本件公文書を含む9件について、該当する公文書は作成又は取得しておらず、保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分を行い、令和3年9月27日付け環整第714号により請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件公文書の開示請求（以下、「本件請求」という。）に係る処分（以下、「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年10月15日付けで沖縄県知事に対して審査請求を行った。

4 諮問

沖縄県知事は、条例第21条の規定により、令和4年1月13日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

県は、組合に対して、組合に適用される防衛施設周辺環境整備法と補助金適正化法の規定及び組合が所有している補助対象財産に適用される防衛省の財産処分の承認基準を無視して技術的援助を与えることはできないため。また、組合は、県の技術的援助に従って熔融炉の運用を休止することを決断しているため。そして、県は

組合に対して溶融炉の再稼働を求めているため。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

県は本件公文書に該当する文書を保有していないため、県が行った処分は妥当であるとの判断を求める。

2 弁明の内容

中城村北中城村清掃事務組合が沖縄防衛局の補助事業として整備した溶融炉の財産処分については、補助金適正化法等の関係法令に基づき沖縄防衛局が判断するものである。

したがって、県は同組合に対して溶融炉の財産処分に対する技術的援助を行っていない。

県は開示請求に係る公文書を保有していないため、本件処分の内容は妥当である。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

審査請求人が保有している中城村北中城村清掃事務組合が平成26年1月20日付で作成した同組合と沖縄県環境生活部環境整備課一般廃棄物班との話し合いの記録において、県は「灰溶融炉の廃止については、環境省補助金の財産処分だと7年、防衛省補助金の財産処分だと10年で補助金の返還はないとみている。それらの期間を過ぎれば、手続きによる報告（届出）で可能である。」という技術的援助を与えている。したがって、県は、同組合に対して与えた技術的援助の記録を作成又は保有していなければならない。

県が開示請求に係る公文書を保有していない場合は、中城村北中城村清掃事務組合の職員が県に無断で虚偽のある公文書を作成して、同組合の管理者に行使していたことになる。

第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項では、都道府県の責務として、都道府県は、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることが定められている。

上記規定を踏まえ、審査会は実施機関に対し、技術的援助の具体的な内容及び本件請求文書の存否について確認した。

実施機関の説明によると、技術的援助は、上記規定に基づく、市町村の一般廃棄物処理事業が円滑に実施されるための技術的な援助であり、具体的には、環境省からの通知、事務連絡等の周知、市町村から県としての見解を求められた場合や照会等がなされた場合に、県が法令を踏まえた回答や助言等を当該市町村に行うものということであった。

本件請求に係る中城村北中城村清掃事務組合の溶融炉は、防衛省の補助金で整備

された施設であることから、当該施設の運用の休止や廃止等の手続きは、県ではなく、沖縄防衛局と同組合において直接やりとりを行い、財産処分に関しても防衛省が判断することになっており、当該施設の財産処分に関し、県が技術的援助を与えたという記録はないということであった。

また、審査請求人が、平成25年度に県と同組合の話し合いを行った記録を保有していることについて、県は同組合と話し合いを行った事実はあるが、その際に県が、県として財産処分に関する技術的援助を行ったという記録や文書は保有していないため、本件請求に該当する文書は不存在であるということであった。

審査会から実施機関に対し、本件請求文書について再度の確認要請を行い、その説明を求めたところ、実施機関が本件請求文書に相当する文書を作成又は取得しておらず、実際にこれを保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
仲村 剛	弁護士	
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長職務代理
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年12月21日	諮問書受理
令和4年4月27日	審議（第334回）
令和5年4月19日	審議（第343回）
令和5年5月24日	審議（第344回）